

前橋市

令和6年6月時点

類 分	事業名 (対象者・内容)
子育て支援	<p>第3子以降学校給食費無償化事業</p> <p>対象者： 次の全てに該当する保護者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象児童及び生徒並びに保護者が前橋市内に住所を有していること。 ・同一世帯注)で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(平成18年4月2日以降出生)を3人以上養育しており、かつ、第3子以降の児童生徒が小中学校等に在籍している保護者であること。 ・養育する全ての児童生徒の学校給食費に未納がないこと。 <p>ただし、生活保護及び就学援助の認定やその他国等から就学奨励費等により学校給食費相当額の給付を受けている者は対象外。</p> <p>内 容： 対象者からの申請により、対象となる児童が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市立学校在学の場合：学校給食費を免除する。 ・上記以外に在学の場合：学校給食費相当額を助成金として交付する。 <p>問合せ：《教育委員会総務課 学校給食係》 TEL：027-898-5810</p>
	<p>市立中学校学校給食費無償化事業</p> <p>対象者： 前橋市立中学校及び前橋特別支援学校中学部に通う生徒</p> <p>内 容： 令和6年6月以降に徴収予定の学校給食費を対象とします(6月分以降の給食費の徴収をしません)。</p> <p>なお、食物アレルギー等の理由により給食の提供を受けていない生徒には助成金を交付します。</p> <p>対象者： 無償化対象者のうち食物アレルギー等の理由で主食又は副食を継続して欠食している生徒(牛乳等の飲料は対象外)</p> <p>内 容： 年度末に主食、副食にかかる給食費相当額の助成金を交付します。 (主食：75円/食 副食：200円/食)</p> <p>問合せ：《教育委員会総務課 学校給食係》 TEL：027-898-5810</p>
	<p>保育料補助事業(第3子以降の認可外保育施設利用料軽減事業)</p> <p>対象者：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用時に市内に住所を有していること。 ・同一世帯で子どもを3人以上扶養していること。 ・第3子以降の児童が小学校就学前の児童であること。 ・第3子以降の児童が交付対象となる認可外保育施設を利用し、かつ、利用料を支払っていること。 <p>・本補助金の交付を受けようとする保護者が、前橋市保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例に規定する保育料を滞納していないこと。ただし、保育料の納付誓約を行い、計画どおり納付している場合は、この限りではありません。</p> <p>・子ども・子育て支援法による新2号認定又は新3号認定を受けていないこと(企業主導型保育施設にあっては、国の無償化対象となっていないこと)。ただし、幼稚園利用者は、この限りではありません。</p> <p>内 容： 第3子以降の認可外保育施設利用料の一部を補助するもの。 補助金額：保護者が実際に支払った利用料相当額(月単位の利用契約)で、交付対象である児童一人あたり月額27,000円(上限)まで</p> <p>問合せ：《こども施設課 施設指導係》 TEL：027-220-5706</p>
	<p>子ども医療費支給事業</p> <p>対象者： 医療保険の加入者のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども</p> <p>内 容： 子どもの医療費のうち保険診療の自己負担金相当額を公費で負担する医療費支給事業</p> <p>問合せ：《国民健康保険課 福祉医療係》 TEL：027-257-0680</p>

類 分	事業名 (対象者・内容)
子育て支援	<p>産後ヘルパー派遣事業</p> <p>対象者： 次のいずれにも該当する人 ・前橋市に住民票がある人 ・生後6か月未満(多胎の場合1年未満)の子がいる人 ・家族や親族から家事や育児の支援が受けられない人</p> <p>内 容： 家庭にヘルパーが訪問し、家事(食事準備や買い物、洗濯、掃除など)・育児(調乳や沐浴の準備・後片付け等)の支援を行います。 ・単胎の場合：生後6か月未満の期間で20回以内 ・多胎の場合：生後1年未満の期間で40回以内 利用料金：1回500円(生活保護世帯は生活保護受給者証、市民税非課税世帯は市民税非課税証明書を提出することができ、利用料が無料になります。利用当日のキャンセルはキャンセル料が発生します。)</p> <p>問合せ：《こども未来部 こども支援課》 TEL：027-212-8337</p>
	<p>遠距離通学補助事業</p> <p>対象者： 次のいずれかに該当する児童生徒 ①富士見町西大河原地区、箕輪地区または大洞地区に居住し、前橋市立白川小または富士見中に通学していること。 ②旧嶺小学校区に居住し、住居から芳賀小への通学距離が旧嶺小との通学距離を超え、公共交通機関を利用していること。 ③前橋市立小中学校に通学し、住居から学校までの直線距離が児童においては3km以上、生徒にあっては5km以上あること。</p> <p>内 容： 居住地区や公共交通機関の利用に応じて経費の一部を補助します。</p> <p>問合せ：《学務管理課 就学支援係》 TEL：027-898-5812</p>
住宅支援	<p>空家等利活用ネットワーク事業</p> <p>対象者： 前橋市で一戸建ての空き家を探している人、所有している空き家の売買や貸借を考えてる人</p> <p>内 容： 市に登録している不動産業者を紹介</p> <p>問合せ：《建築住宅課 空家利活用センター》 TEL：027-898-6081</p>
	<p>空き家バンク</p> <p>対象者： 前橋市内への定住等を目的として空き家の利用を希望する方</p> <p>内 容： 市内の空き家に関する情報の提供</p> <p>問合せ：《建築住宅課 空家利活用センター》 TEL：027-898-6081</p>
	<p>空き家対策補助制度：空き家活用リフォーム補助</p> <p>対象者： 空き家を取得し自ら居住しようとする個人、空き家を取得し親族関係にある者に住宅として貸そうとする個人、空き家を親族関係にある者から借りて自ら居住しようとする個人</p> <p>内 容： 交付金額は、対象となる工事費用の3分の1以内で、次の基本額と加算額の合計額とする。 なお、加算額の上限は50万円とする。 ア 基本額 70万円 イ 加算額 最大50万円 ① 居住誘導区域加算 居住誘導区域へ居住する場合、20万円 ② 転入加算 市外からの転入者1人につき、5万円 ③ 子育て世帯支援加算 中学校修了前の子がいる世帯の場合、10万円 ④ 二世帯近居・同居加算 申請者もしくは配偶者の親または子の住宅から概ね1km圏内にある住宅に居住する場合、30万円</p> <p>問合せ：《建築住宅課 空家利活用センター》 TEL：027-898-6081</p>
就農体験	<p>市民農園</p> <p>対象者： 市内に居住又は通勤する農業者以外の者</p> <p>内 容： 五十山ふれあい農園 50㎡×54区画 4,800円/年度 駐車場・トイレ・水道あり。</p> <p>問合せ：《農政課 地域営農係》 TEL：027-898-6703</p>

類 分	事業名 (対象者・内容)
農 業 支 援 体 験 ・ 就	<p>新規参入者定着支援事業</p> <p>対象者： ・本市に転入し、新たに専業で農業に参入する方 ・就農時点で55歳未満の方 ・本事業を活用後、引き続き市内で5年以上営農することが認められる方</p> <p>内 容： 農家住宅等の月額家賃の1/2（上限2万円）を補助（2年間を限度とする） 詳細についてはお問合せください。</p> <p>問合せ： 《農業委員会事務局 農業振興係》 TEL：027-898-6733</p>
そ の 他	<p>移住コンシェルジュの配置</p> <p>対象者： 前橋市への移住を検討されている方</p> <p>内 容： 住まいや仕事探しをする際に、気軽に相談できる窓口として、移住コンシェルジュを配置しています。新たな土地への移住は、分からないことばかりで不安がつきものです。そんな時には、移住コンシェルジュにご相談ください。 「一度、前橋市を訪れてみたい」という方も、コンシェルジュまでご相談ください。 ◇移住コンシェルジュ 鈴木 TEL：080-6601-6569 E-MAIL：ijumaebashi@gmail.com</p> <p>問合せ： 上記移住コンシェルジュ及び《観光政策課 スローシティ推進係》 TEL：027-257-0675</p>
	<p>オンライン移住相談会</p> <p>対象者： 前橋市への移住を検討されている方</p> <p>内 容： オンライン移住相談会を毎月開催しています。月に2度、第1水曜日及び第4土曜日に開催しています。 開催日以外でも、随時相談に対応しています。お気軽にお問い合わせください。 ◇相談予約 TEL：080-6601-6569（移住コンシェルジュ鈴木） E-MAIL：ijumaebashi@gmail.com</p> <p>問合せ： 上記移住コンシェルジュ及び《観光政策課 スローシティ推進係》 TEL：027-257-0675</p>
	<p>前橋市創業センター</p> <p>対象者： 前橋市で起業を目指す人や起業後間もない人</p> <p>内 容： 「起業」に関する支援拠点で、低価格で利用することができるオフィスや、各種工作機器を使用して自分のアイデアを試作することができるものづくりラボ等を備えています。また、当センターでは、事業が成功するように各種専門家の指導を受けることができるとともに起業に役立つ各種セミナーや交流会、相談会を定期的に開催しています。 ◇主な支援内容：各種施設利用（インキュベーションオフィス・会議室等） 創業相談・経営指導（申し込み無料・要予約） 創業や経営に役立つ各種セミナー（参加費用1回500円）</p> <p>問合せ： 創業センター（前橋市千代田町2-7-10） 027-289-9666</p>
	<p>ジョブセンターまえばし</p> <p>対象者： 求職中または在職中の若者や子育て中の方</p> <p>内 容： 若者や子育て中の方をメインターゲットとした就職支援施設です。ハローワークの職業紹介窓口も併設しています。 また、令和4年10月からは、就職氷河期世代を対象に、集中的な支援を実施しています。 ◇主な就職支援メニュー ・カウンセリングによる就職支援プログラムの作成 ・就職活動に役立つ各種セミナー ・インターンシップ、企業見学、企業説明会等による企業とのマッチング ・子育て中の女性を対象とした企業との交流会、合同企業説明会、就職面接会 ・就職後の悩み相談や、仲間づくり講座・スキルアップ講座による定着支援 ◇その他 ・施設の各部屋の貸し出し ◇開館時間：午前9時～午後9時 ・就職支援窓口及びハローワーク窓口は午前9時～午後5時 ◇休館日：土曜・日曜・祝日・年末年始</p> <p>問合せ： ジョブセンターまえばし（前橋市大渡町二丁目3-15） ・総合的就職支援窓口（電話）027-289-4634 ・講座、施設利用窓口（電話）027-252-0500 ・ハローワーク窓口（電話）027-256-9321</p>

類 分	事業名 (対象者・内容)
その他	<p>前橋市雇用拡大サテライトオフィス設置費補助金</p> <p>対象者： 次のいずれにも該当するもの ・法人設立の日から3年以上経過している市外国内に本社のある会社 ・主たる業種が日本標準産業分類第2条第9項に規定する統計基準として総務大臣が公示した日本標準のうち、別表1記載業種に該当するもの（一部の業種、宗教活動等を目的とした事業など例外あり） ・本社所在地の市区町村税を滞納していないもの ・前橋市税を完納しているもの ・暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に批難されるべき関係を有していないもの ・サテライトオフィスの設置後、テレワーク業務を3年以上継続することが見込まれること ・補助金交付後、実績報告までの期間において1人以上の従業員がサテライトオフィスでのテレワーク業務を実施すること ・サテライトオフィスでのテレワーク業務の実績が分かる書類の提出を求められた場合にに応じること</p> <p>内 容： オフィス賃料 補助金上限額 20万円 ・中小企業 経費の2/3 ・大企業 経費の1/2 ※対象となる物件には、申請者である法人の役員等と物件を所有する物件を所有する法人の代表者が同一人又は同居の親族でないことなど、一部要件があります</p> <p>問合せ： 《産業政策課 雇用促進係》 TEL：027-898-6985</p>
	<p>マイタク制度</p> <p>対象者： 前橋市に住民登録があり、以下の要件いずれかに該当する方が対象です。 A：年齢75歳以上の方 B：年齢65歳以上で運転免許証（普通・中型・大型免許）をお持ちでない方 C：下記の①～⑦のいずれかの該当者 ①身体障害者、②知的障害者、③精神障害者、④発達障害者、⑤要介護・要支援認定者、介護予防・生活支援サービス事業対象者（総合事業）、⑥難病患者、⑦小児慢性特定疾病患者、⑧妊産婦 ※条件の詳細は、市のホームページをご覧ください、下記の連絡先にお問い合わせください。</p> <p>利用方法： ご利用には事前登録が必要です。 【登録に必要なもの】 ①マイナンバーカード、②上記Cの要件に該当する方は対象者であることの確認書類 【登録受付場所】 市役所本庁舎1階ロビー、大胡支所、宮城支所、粕川支所、富士見支所のいずれか</p> <p>内 容： ・登録者が1名で乗車したときは運賃の半額を支援（ただし、1運行1,000円が条件） ・登録者が複数で乗車したときは1人1乗車につき最大500円を支援 例) 2人で相乗り⇒1運行につき最大1,000円を支援 3人で相乗り⇒1運行につき最大1,500円を支援 4人で相乗り⇒1運行につき最大2,000円を支援 ※その他利用時間帯、利用回数等の詳細については、市のホームページをご覧ください、下記の連絡先にお問い合わせください。</p> <p>問合せ： 《交通政策課 新モビリティ推進係》 TEL：027-898-6263</p>
	<p>マチスタント</p> <p>対象者： まちなか（アーバンデザイン策定区域内）で、店舗やオフィスを開業する方</p> <p>内 容： まちなかで何かをやってみたい方に対して、まちづくりの動きを紹介しながらの「まち歩き」や補助制度のご案内など、さまざまな取り組みでサポートします。 そこから生まれる”つながり”や”発見”が、あなたがなにかやるときのヒントになるかもしれません、、、。</p> <p>【まちなかで開業する際の補助制度】 ◇ まちなか開業支援補助金 まちなかで店舗や事務所等を開業する際に係る改修工事費や備品購入費の一部を補助します。詳しい制度の内容は下記までお問い合わせください。 *補助上限額は開業場所や営業形態により異なります。</p> <p>問合せ： 《にぎわい商業課 商業振興係》 TEL：027-210-2188</p>